

徳島県教育委員会規則第五号

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「(平成四年徳島県人事委員会規則七 四)」を「(徳島県人事委員会規則七 四)」に改める。

第十七条中「(昭和四十年人事委員会規則八 二)」を「(徳島県人事委員会規則八 二)」に改める。

(技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

第二条 技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年徳島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第三条第一項第六号及び第六条第二項」を「及び第四条第一項第六号」に改める。

第三条中「第三条第一項第六号」を「第四条第一項第六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十四条第一項の規定による内容変更の届出をしようとする者は、指定技能教育施設内容変更届出書(第二号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第四条の見出し中「指定」の次に「等」を加え、同条第一項中「省令第六条第二項」を「政令第三十三条の二」に改め、「による」の次に「指定を受けようとする者及び政令第三十四条第二項の規定による指定を」を加え、「(第二号様式)」を「(第三号様式)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 政令第三十四条第二項の規定による指定の変更及び指定の解除を申請しようとする者は、連携措置に係る科目指定変更(指定解除)申請書(第四号様式)に、第一項第一号から第六号に規定する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)

第四条の二 政令第三十五条第一項の規定による指定技能教育施設の廃止をしようとする者は、指定技能教育施設廃止届出書(第五号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第五条中「又は前条」を「、第四条第一項又は同条第三項」に改める。

第二号様式中「、」を「、」に「技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37

年文部省令第8号)第6条第1項」を

「学校教育法施行令第33条の2
学校教育法施行令第34条第2項

」に改め

、同様式を第二号様式（第四条第一項関係）とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあっては、名称及び主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

指定技能教育施設内容変更届出書

学校教育法施行令第34条第1項の規定による技能教育施設の内容変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

第三号様式の次に次の二様式を加える。

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称及び主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

指定技能教育施設廃止届出書

学校教育法施行令第35条第1項の規定による技能教育施設の廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	
廃止予定年月日	

(県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則(平成十二年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「(昭和四十年徳島県人事委員会規則七 一)」を「(徳島県人事委員会規則七 一)」に改める。

(教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第四条 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成二十七年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(平成十七年徳島県人事委員会規則九 五)」を「(徳島県人事委員会規則九 五)」に改める。

(徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の使用等に関する規則の一部改正)

第五条 徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の使用等に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(平成二十八年徳島県人事委員会規則四 九)」を「(徳島県人事委員会規則四 九)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。